



安全データシート

1. 化学品及び会社情報

商品名 : Curil T2 ProfiPress
製品コード : 471.181 (200 ml)
供給者の会社名称 (ドイツ) : ElringKlinger AG
郵便番号 : 72581
市区町村 : Dettingen/Erms; Germany
住所 : Max-Eyth-Straße 2
電話番号 : +49 (0)7123 724 799
メールアドレス : det.iam.sdb@elringklinger.com
供給者の会社名称 (日本)
郵便番号
市区町村
住所
電話番号
メールアドレス
緊急連絡電話番号 : +1 872 5888271 (EKA)
推奨用途 : 接合、シーリング、接着剤

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理的危険性 : 爆発物 区分外
: エアゾール区分3
: 引火性液体 区分外
: 自己反応性化学品 区分外
: 自然発火性液体 区分外
: 自己発熱性化学品 区分外
: 水反応可燃性化学品 区分外
: 酸化性液体 区分外
: 有機過酸化物 区分外
: 金属腐食性物質 区分外
健康有害性 : 急性毒性(経口) 区分外
: 急性毒性(経皮) 区分外
: 急性毒性(吸入: 気体) 分類対象外
: 急性毒性(吸入: 蒸気) 区分外
: 急性毒性(吸入: 粉じん、ミスト) 分類対象外
: 皮膚腐食性又は皮膚刺激性 区分外
: 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分外
: 呼吸器感作性 区分外
: 皮膚感作性 区分外
: 生殖細胞変異原性区分外
: 発がん性区分外

	: 生殖毒性 区分外
	: 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分外
	: 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分外
	: 吸引性呼吸器有害性 区分外
環境有害性	: 水生環境有害性(急性) 区分外
	: 水生環境有害性(長期間) 区分外
絵表示 (GHS-JP)	: 絵表示なし
注意喚起語 (GHS-JP)	: 警告
危険有害性情報 (GHS-JP)	: 高圧容器: 熱すると破裂のおそれ (H229)
注意書き (GHS-JP)	
[一般]	: 医学的な助言が必要なときは、製品容器やラベルをもっていくこと。(P101)
	: 子供の手の届かないところに置くこと。(P102)
[安全対策]	: 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
	: 使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。(P251)
[保管]	: 日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。(P410+P412)

3. 組成及び成分情報

製品情報 : 混合物

名前	濃度	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法番号	安衛法番号	
ピグメントグリーン-7	0.1 - < 1	-	5-3315	9-379	1328-53-6

4. 応急措置

吸入した場合	: 被災者を汚染エリアから新鮮な空気のある場所に移動させる。気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。
皮膚に付着した場合	: 汚染された衣服や靴をすべて脱がせる。 水ですすぐ。 発赤や炎症が見られる場合、医師を呼ぶ。
眼に入った場合	: 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合: 医師の診察/手当てを受けること。
飲み込んだ場合	: 口内を水ですすぐ。 気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。無理に吐かせないこと。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候及び症状

症状/損傷 : 知見なし

応急措置をする者の保護

救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。

医師に対する特別な注意事項

対症的に治療すること

5. 火災時の措置

適した消火剤	: 二酸化炭素 (CO2), 泡消火剤, 粉末, 水噴霧
火災時の危険有害性分解生成物	: 炭素酸化物 (CO, CO2), 酸化ケイ素。
消火方法	: 熱にさらされた容器を水噴霧で冷却する。

- 消火時の保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
自給式呼吸器
完全防護服

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

- 応急処置 : 皮膚、眼との接触を避ける。蒸気を吸入しないこと。部屋の排気および全般的な換気を確保する。
大量に排出した場合 :
出動は、適切な保護装備を身につけた有資格者に限られる。
- 保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
詳細については、第8項の「暴露制御/個人保護」を参照
- 環境に対する注意事項 : 製品を環境中に放出しない。固体流出をせき止める。

封じ込め及び浄化方法及び機材

- 封じ込め方法 : 液漏れ：砂、土、バーミキュライトに吸い込ませる。
ラベルを貼った容器に密閉し、安全に廃棄する。
- 浄化方法 : 残留液体は大量の水で洗浄する。
- その他の情報 : 現行の法規制に従って、汚染物質を廃棄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 安全取扱注意事項 : 作業所の十分な換気を確保する。皮膚および眼との接触を避けること。蒸気/スプレーを吸入しないこと。適切な保護服を着用すること。熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。
- 衛生対策 : 作業場で、飲んだり、食べたり、あるいは喫煙しない。
製品取扱い後には必ず手を洗う。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

保管

- 安全な保管条件 : 他の容器に移し替えないこと。
換気の良い冷暗所に保管する。
強い熱、および直射日光から保護する。
食品、飲料、動物用の餌からは離して保管すること。
日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。
- 技術的対策 : コンテナや搬送システムが破砕した場合、排水溝や水路への流入を避けるよう、あらゆる措置を取る。

8. ばく露防止及び保護措置

管理パラメーター

- 許容濃度 : 未設定
- 設備対策 : 蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。
- 呼吸用保護具 : 通常の条件下で必要ありません。換気が十分でない場合には、適切な呼吸用保護具を着用すること。フィルター付きの呼吸器具 A。
- 手の保護具 : 保護用手袋。0,7 mm; ブチルゴム、480 min より多い
破過時間: メーカーの推奨時間を参照
- 眼の保護具 : 安全メガネ

誤えん有害性 : 区分外

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性（急性） : 区分外

水生環境有害性（長期間） : 区分外

残留性・分解性

情報なし

生態蓄積性

情報なし

土壌中の移動性

情報なし

オゾン層への有害性

非該当

13. 廃棄上の注意

- 廃棄方法 : 排水溝や河川へ廃棄してはならない。
現地法の基準に従って廃棄する
- 処理方法 : 廃棄物は関係法令・規則及び処理時の製品特性に基づいて、適切な方法と処理施設で処理する。
- 汚染容器 : 汚染容器は可能な限り空にする。関係法令・規則及び処理時の製品特性に基づいて、適切な方法と処理施設で処理する。リサイクルに伴う洗浄と処理は認可された施設で行う。

14. 輸送上の注意

国際規制

道路輸送

- 国連番号 : UN1950
- 品名（国連輸送名） : エアゾール
- 容器等級 : 適用できない
- 輸送危険物分類 : 2



- 特別規定 : 63, 190, 277, 327, 344, 381
- 少量危険物 : SP277
- 微量危険物 : E0
- 包装要件 : P207, LP200
- 特別包装規定 : PP87, L2

海上輸送

- 国連番号 : UN1950
- 品名（国連輸送名） : Aerosols
- 容器等級 : 適用できない
- 輸送危険物分類 : 2.2
- 危険物ラベル : 2.2

	:	
特別規定	:	63, 190, 277, 327, 344, 381, 959
少量危険物	:	SP277
微量危険物	:	E0
包装要件	:	P207, LP200
特別包装規定	:	PP87, L2
緊急時計画番号(火災) / 緊急時計画番号(流出)	:	F-D, S-U

航空輸送

国連番号	:	UN1950
品名(国連輸送名)	:	Aerosols, non-flammable
容器等級	:	適用できない
輸送危険物分類	:	2.2
危険物ラベル	:	2.2



PCA 微量危険物	:	E0
特別管制区(PCA)少量危険物	:	Y203
特別管制区(PCA)数量限定物の最大積載量	:	30 kgG
PCA 包装要件	:	203
特別管制区(PCA)最大積載量	:	75 kg
CAO 包装要件	:	203
貨物機専用(CAO)最大積載量	:	150 kg
特別規定	:	A98, A145, A167, A802
ERG コード	:	9L
環境有害性	:	いいえ
海洋汚染物質	:	いいえ

国内規制

海上規制情報	:	船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	:	航空法の規定に従う。
その他の情報	:	規制されていない。

15. 適用法令

法規制情報は作成年月日時点に基づいて記載されております。事業場において記載するに当たっては、最新情報を確認してください。

労働安全衛生法	:	ピグメントグリーン-7: 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
水道法	:	ピグメントグリーン-7: 有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)

下水道法	: ピグメントグリーン-7: 水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)
水質汚濁防止法	: ピグメントグリーン-7: 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
大気汚染防止法	: ピグメントグリーン-7: 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)
外国為替及び外国貿易管理法	: ピグメントグリーン-7: 輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認) 輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」
特定廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法)	: ピグメントグリーン-7: 廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)

16. その他の情報

本安全モデルデータシートは作成年月日時点における情報に基づいて記載されておりますので、事業場において SDS を作成するに当たっては、新たな危険有害性情報について確認することが必要です。さらに、本安全データシートはモデルですので、実際の製品等の性状に基づき追加修正する必要があります。また、特殊な条件下で使用するときは、その使用状況に応じた情報に基づく安全対策が必要となります。